

障害の『害』の字の表記について

「しょうがい」の表記における意見等 平成22年 「障害」の表記に関する作業チーム (内閣府所管)

「障害」

- ・ 障害者自身は「差し障り」や「害悪」をもたらす存在ではなく、社会にある多くの障害物や障壁こそが「障害者」をつくりだしてきた。社会に存在する障害物や障壁を改善又は解消することが必要。
- ・ 「害」は「公害」_レ「害悪」_レ「害虫」の害であり当事者の存在を害であるとする社会の価値感を助長してきた。
- ・ 社会モデルの観点からは「障害」がふさわしい。
- ・ 表記や呼称を変更したとしても、いずれ同じ議論を繰り返すことになる。
- ・ 表記の問題よりも、障害者を取り巻く差別と偏見を取り除くことが先決。
- ・ イメージの議論が先行しすぎている。
- ・ 広く普及している。

「障碍」

- ・ 碍は電流を遮断する「碍子」などで用いられているように、「カベ」を意味する言葉。社会が「カベ」を形成していること、当事者自らの中にも「カベ」に立ち向かうべき意識改革の課題がある。
- ・ 碍は使用頻度が低く造語力も低いことから、一般国民が情報社会においてどのような漢字を使うべきかの目安となる常用漢字に入れる必要は無い。「障害」を「障碍」と表記しても抜本的な解決にはならない。
- ・ 表記を変えることにより、一般国民の意識が改善されることが期待される。
- ・ 「害」の字は負の意味が入っているが、「碍」の字は価値中立的である。
- ・ 知的障害のある人にとって表記の変更は混乱を招く。
- ・ 表記を変更したところで、「障」＝「さわり」_レ「碍」さまたげであって漢字の持つ負のイメージに変わらない。

「障がい」

- ・ 「害」の字が「害悪」_レ「公害」等否定的での負のイメージが強く、「害」の字の印象の悪さ、負のイメージにより不快感を覚える。
- ・ 表意文字である漢字をひらがなに置き換えてしまうと「社会がカベを作っている」_レ「カベに立ち向かう」という意味合いが出ない。
- ・ 柔らかい印象があり、点字を利用している人でも書くことができる。
- ・ 移行期間という認識の下で、ひらがな表記が望ましい。
- ・ 平仮名の「がい」では実体が見えない。障害の社会性を曖昧にする。
- ・ 日本語として不自然。

障害者等団体懇談会 意見（H26.9.26 開催） 参加団体 7 団体

- A ひらがなの「がい」の字の表記をして5年になる。害の漢字表記を見ると違和感がある。
- B 害の字のみを変えても意味がない。「障」の字も差障りがあるという意味。ひらがな表記にしたところで意味が変わらなければ何の問題の解決にならない。本来ならば「障害」に替わるものがあれば良い。例えば、ボケ老人が認知症となったように。
- C 知的障害者福祉協会は、昨年「がい」をひらがな表記にした。これがきっかけになれば。まずは、変えられるところから変えたらどうか。
- D ・それぞれの市町村で表記を変えるのか？新しい表現にしたらどうかというところで市の担当名をハンディキャップ支援係としたらどうか。
・替わる言葉として「労生」。いたわり生きる。障害者の枠組みを越えるものになる。生まれたときは誰も変わらない。生きることは皆同じ。
・条例とか、固有名詞は障害でも仕方がない。
- E 6年前に会のパンフレットを作成する際に「しょうがい」とひらがな表記にしたが意味が伝えられなくなった。個人的には、「障がい」を使っていた。最近では、その人が害ではなく、社会が障壁を作り出しているということ理解できていれば漢字でも良いのかと思う。今後どうしたらよいかというと、議論の発端となればという意味では害の字をひらがな表記にしても良いのではないか。
- F 親の中でも二つのパターンがある。年配の親は、表現はどうでも良いという方が多いが、若い方になると、ひらがな表記、別の言葉に置き換える方がいる。障害という診断がされると、世間から切り離されてしまうと感じる方もいる。「そもそも障害とは何か。」「自閉症はどこからが障害か。」という問題もあるが、結局は本人の生きづらさによることが大きい。当人を取り巻く社会が障壁となっている。障害の定義も必要であり、この論議がきっかけとなればと思う。
- G 日本語のイメージが良くない。外国語のようにひとつの言葉で表せば良い。バリアフリーとか新しい言葉でできれば良い。12月9日の障害者の日をきっかけにしてほしい。

害の表記について（案）

1 趣旨

「障害」の「害」という漢字の表記については、様々な意見があり、「害悪」「公害」などの否定的で負のイメージがあり、「害」の字の印象の悪さ、負のイメージにより不快感を覚えるなどの意見があり、さらに「障害」という表記自体を新しい表現にしたらどうかなどの意見もあるが、ここで新たな表現を作り出すことまでは踏み込まず、今後の議論に任せることとし、まずは「害」の字の表記を変えることで障害に対する理解や市民啓発を誘発し、市が作成する公文書等について「障害」の「害」の字をひらがな表記に改めて、より一層の障がい者福祉の充実を図ることにより、心のバリアフリーを推進する。

2 表記の扱い

（１）「障害」という用語が人の状態を表す場合は、原則として「障がい」と表記する。

（２）例外として、次の場合は従来の「障害」の表記を用いる。

法令の名称や用語を用いる場合

他の機関・団体の名称等の固有名詞を用いる場合

令達文書（条例、規則、訓令、達、指令）及び公示文書（告示、公告）~~一般文書~~において表記する場合

3 対象とする文書

新たに作成する公文書等（一般文書、会議資料、広報資料、ホームページ等）のうち、変更可能なものとする。

なお、これまで作成した公文書等の変更は行わないものとする。

4 実施日

平成 27 年 4 月 1 日